

相談支援事業を巡る最近の動き

I 与党PTの報告書を受けた緊急措置

◎障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)〈抜粋〉

平成19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

II 見直しの方向性

2 事業者の経営基盤の強化

〈緊急に措置すべき事項〉

- 加えて、「特別対策」により各都道府県に造成された基金の用途や事業の実施基準を見直すことにより、就労継続、重度障害者への対応、児童デイサービス、相談支援等の事業、諸物価の高騰等への対応について支援措置

◎基金事業として「相談支援充実・強化学業」を追加(20年度)

都道府県又は市町村(指定相談支援事業者である社会福祉法人等へ委託も可)が、次の事業を実施した場合に当該事業に要する経費を助成(1市町村当たり170万円以内)

- ① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の開催
- ② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問
- ③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

Ⅱ サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化

◎サービス利用計画作成費の支給対象者(省令上の規定)

- ①障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ②単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

◎通知により、次のとおり支給対象者の範囲を明確化(平成20年1月31日)

①の「障害者支援施設からの退所等」

→ 障害者支援施設からの退所のほか、共同生活介護又は共同生活援助からの退居、精神科病院からの退院など地域生活への移行に当たり住環境や生活環境が大きく変わる場合、家族の入院や死亡又は弟妹の出生等による家庭環境の変化やライフステージの変化(乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等)により生活環境が大きく変わる場合等

②の「家族等の障害、疾病等」

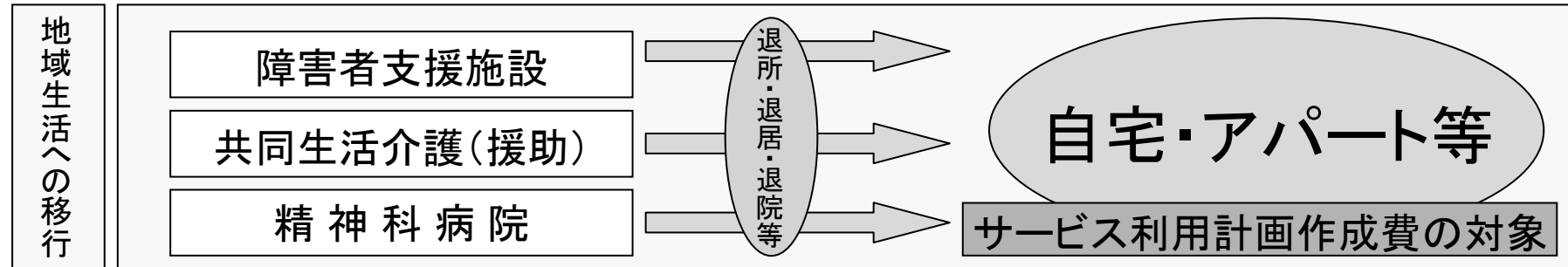
→ 家族等の障害、疾病のほか、家族が高齢(要介護状態等)である場合、家族による放置、無理解、無関心等により家族等による援助を受けることが困難である場合等

サービス利用計画作成費の支給対象者となる支給決定障害者等の解釈の例示について

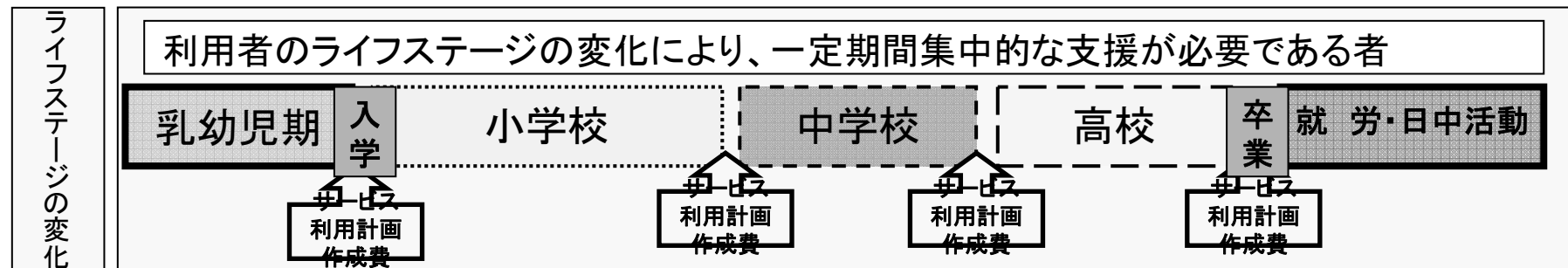
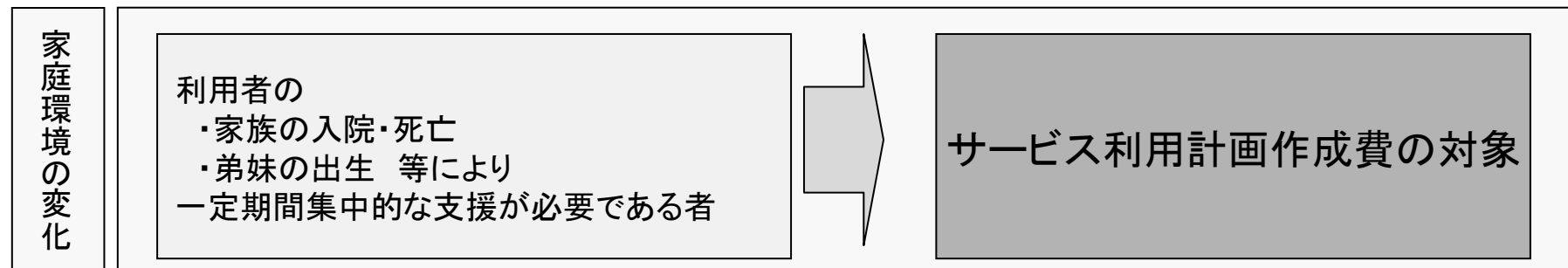
1. 規則第32条の2第1号

○ 「障害者支援施設からの退所等」とは、

(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



2. 規則第32条の2第2号

- 同居している家族の障害・疾病等とは、
 - ① 家族が障害・疾病である場合
 - ② 家族が高齢(要介護状態等)である場合
 - ③ 家族による放置、無理解、無関心等の状態である場合等により、家族等による援助を受けることが困難な場合

「住」について

精神障害者の地域移行と居住系サービスの関係

- 「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」、いわゆる社会的入院患者がそれぞれの状態に応じて地域移行を実現できるよう支援体制を構築。
- その中で、退院支援施設(自立訓練事業、就労移行支援事業)、地域移行型ホームは、地域移行に向けてのステップにおける一つの選択肢、すなわち「経過施設」としての性格づけ。

